平成27年10月9日 農 林 水 産 省

農林水産省TPP対策本部の設置について

1. 趣旨

平成27年10月5日、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の大筋合意に至り、同年10月9日、内閣総理大臣を本部長とする「TPP総合対策本部」が設置された。

同本部において、「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」が決定され、農林水産分野については、TPPの影響による農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、政府一体となって万全の措置を講じることとされた。

農林水産省としても、省を挙げて万全の措置を検討する観点から、省内に大臣を本部長とする「農林水産省TPP対策本部」を設置する。

2. 本部の構成

(1) 本部の構成は以下のとおりとする。

本部長 大臣

副本部長 両副大臣

本部長補佐 両大臣政務官

本部事務局長 事務次官

本部員 農林水産審議官

官房長

総括審議官

総括審議官(国際) 技術総括審議官

危機管理•政策評価審議官

各局庁等の長 関東農政局長

(2) 本部の下に幹事会を設置する(部長・審議官級)。

3. 本部の庶務

本部の庶務は、大臣官房政策課で行う。